

制定 令和元年遠野市告示第39号  
一部改正 令和2年遠野市告示第12号  
一部改正 令和3年遠野市告示第85号  
一部改正 令和4年遠野市告示第89号  
一部改正 令和5年遠野市告示第60号

## 遠野市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、岩手県ふるさと振興総合戦略及び遠野市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、岩手県と共同して行う地方創生移住支援事業において東京都、千葉県、埼玉県及び神奈川県（以下「東京圏」という。）から市内に移住した者が就業等で定着に至った場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することに関しいわて暮らし応援事業・マッチング支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。ただし、世帯の申請の場合において、当該世帯が18歳未満の世帯員を帯同して移住した世帯であるときは、移住支援金の金額に18歳未満の者1人につき100万円を加算する。

(交付対象者)

第3条 移住支援金の交付対象者は、第1号に掲げる要件を満たす者で、かつ、第2号から第6号までに掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件を満たす者 次のアからウまでに掲げる要件の全てを満たす者のことをいう。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てを満たすこと。

(ア) 転入届を市長に届け出る（以下「転入」という。）直前の10年間のうち、通算して5年以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条の2に規定する特別区の存する区域（以下「東京23区」という。）に居住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に居住し、かつ、通算して5年以上雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区に通勤していたこと。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に居住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等

へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 転入の直前に、連続して1年以上、東京23区内に居住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に居住し、東京23区に雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していたこと。（ただし、東京23区への通勤の期間については、転入の3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てを満たすこと。

(ア) 平成31年4月1日以降に転入したこと。

(イ) 移住支援金の交付申請時において、転入した日から起算して3か月以上1年以内であること。

(ウ) 移住支援金の交付申請日から起算して5年以上、継続して市内に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てを満たすこと。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他岩手県又は遠野市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) マッチング支援事業の支援対象法人に就業した者に関する要件を満たす者 次のアからキまでに掲げる要件の全てを満たす者のことをいう。

ア 申請者が就業した勤務地が、市内に所在すること。

イ 申請者が就業した事業所が、岩手県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 申請者の3親等以内の親族が代表者、取締役その他の経営を担う職務を務める法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約により就業し、移住支援金の交付申請時において、連続して3か月以上在職していること。

オ エに規定する就業に係る求職の申込日が、イに規定する求人の掲載された日以後であること。

カ 就業した事業所に、移住支援金の交付申請日から起算して5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 起業に関する要件を満たす者 移住支援金を申請する日から起算して1年以内にデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型））を活用して岩手県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けている者のことをいう。

(4) 国が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用し

て就業した者に関する要件を満たす者 次のアからオまでに掲げる要件の全てを満たす者のことをいう。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在していること。

イ 週20時間以上の無期雇用契約により就業し、移住支援金の交付申請時において、連続して3か月以上在職していること。

ウ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(5) テレワークに関する要件を満たす者 次のア及びイに掲げる要件のいずれも満たす者のことをいう。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うものであること。

イ 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供がされていないこと。

(6) 本事業における関係人口に関する要件を満たす者 次のアからウまでに掲げる要件のいずれかに該当する者のことをいう。

ア 転入時に55歳未満であって、遠野市の移住体験ツアー参加経験を有する者

イ 転入時に55歳未満であって、転入した日の3か月前までに「で・くらす遠野市民制度」有料会員であったことがある者

ウ 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者

2 前項の規定にかかわらず、世帯の申請をする場合にあっては、申請者を含む2人以上の世帯員は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 移住元において同一世帯に属していたこと。

(2) 申請時において同一世帯に属していること。

(3) 世帯員がいずれも平成31年4月1日以降に転入したこと。

(4) 世帯員がいずれも移住支援金の交付申請時において、転入した日から起算して3か月以上1年以内であること。

(5) 世帯員がいずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(移住支援金の交付申請)

第4条 移住支援金の交付を受けようとする申請者が提出しなければならない規則で定める書類、添付書類、書類の提出期限等は、次のとおりとする。

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期限
規則第4条に規定する書類	<p>1 移住支援金交付申請書</p> <p>(1) 移住支援金の交付申請に関する誓約事項</p> <p>(2) いわて暮らし応援事業及び遠野市地方創生移住支援事業に係る個人情報の取扱い</p> <p>(3) 申請者の本人確認ができる写真付き身分証明書</p> <p>2 第3条第1項の要件を満たすことを証する書類</p> <p>(1) 移住元の所在地及び居住期間の確認ができる移住元の住民票の除票の写し</p> <p>(2) 移住先の住民票の写し（世帯の申請の場合にあつては、当該申請の対象となる世帯員全員分）</p> <p>(3) （東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた者又は法人経営者若しくは個人事業主が申請する場合）東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等又は開業届出済証明書若しくは個人事業等の納税証明書</p> <p>(4) （東京23区以外の東京圏から東京23区に通学し東京23区内の企業等へ就職した者） 通学先在学期間及び通学先大学等を確認できる書類</p> <p>(5) （申請者がマッチング支援事業の支援対象法人に就業又は国が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者に関する要件に該当した場合）就業先企業等の就業証明書</p> <p>(6) （申請者が起業する場合）起業支援金の交付決定通知書の写し</p>	<p>第1号</p> <p>第1号別紙1</p> <p>第1号別紙2</p> <p>第1号別紙3</p>	<p>市内に転入した日から起算して3か月以上1年以内の日</p>

	(7) (申請者がテレワークに関する要件に該当する場合) 就業先企業等の就業証明書	第1号別紙4	
	(8) (申請者が本事業における関係人口に関する要件に該当する者のうち、遠野市の移住体験ツアー参加経験を有する者に該当する場合) 移住体験ツアー主催者等の関係人口証明書	第1号別紙5	
	(9) (申請者が本事業における関係人口に関する要件に該当する者のうち、「で・くらす遠野市民制度」有料会員であったことがある者に該当する場合) で・くらす遠野市民制度市民サポート会議の関係人口証明書	第1号別紙6	
	(10) (申請者が本事業における関係人口に関する要件に該当する者のうち、岩手県が実施する遠恋複業の取組により県内企業・団体と複業を実施する者に該当する場合) 就業先企業等の関係人口証明書	第1号別紙7	
	3 第3条第2項の要件を満たすことを証する書類 (1) 申請者を含む2人以上の世帯員の移住元の所在地及び居住期間の確認ができる移住元の住民票の除票の写し		

(移住支援金の交付決定等)

第5条 市長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、遠野市移住支援事業における移住支援金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知する。

2 移住支援金を交付することが不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付ができない場合は、その旨当該申請者に通知する。

(移住支援金の交付)

第6条 規則第13条第1項に規定する請求に当たっては、前条第1項の規定による交付決定通知を受けた日から起算して30日以内に、遠野市移住支援金交付請求書(様式第3号)に振込先の金融機関、支店名、口座種類、口座番号及び預金名義が確認できる預金通帳又はキャッシュカードの写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、移住支援金の交付決定を行った申請者に対し当該移住支援金の交付申請書の提出を受けた日から起算して3か月以内に、移住支援金の交付を行う。

(移住支援金の交付決定通知書の再交付)

第7条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、遠野市移住支援事業における移住支援金交付決定通知書再交付願(様式第4号。以下「再交付願」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の再交付願を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに遠野市移住支援事業における移住支援金交付決定通知書(再交付)(様式第5号)により、当該再交付願を提出した者に交付する。

(報告及び立入調査)

第8条 岩手県及び遠野市は、いわて暮らし応援事業及び遠野市地方創生移住支援事業の実施状況を調査する必要があるときは、第4条に規定する移住支援金の交付申請の内容に関し報告を求め、又は立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第9条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして岩手県及び遠野市が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の交付申請日から3年を経過しない日までに転出した場合

ウ 移住支援金の交付申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定が取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の交付を受けた者が、当該移住支援金の交付申請日から起算して3年以上5年以内に転出した場合

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、岩手県と協議の上、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年度において市長が岩手県知事に申請する岩手県移住支援事業費補助金交付申請書に記載する事業実施期間の始期に当たる日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(申請期限)

2 第4条に規定する申請は、令和6年度において市長が岩手県知事に申請する岩手県移住支援事業費補助金交付申請書に記載する事業実施期間の終期に当たる日(以下「申請期限日」という。)までに限り行うことができる。ただし、当該申請期限日までに住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により当該転入届を市長に届け出た者

に限る。

(この告示の失効)

- 3 この告示は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和2年告示第12号)

(適用期日)

- 1 この告示は、令和2年1月15日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の適用の日の前日までに、改正前の遠野市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱(令和元年遠野市告示第39号)の規定による予算の執行に係るものは、なお従前の例による。

- 3 令和元年度に限り、第3条第1項第2号ア(7)中「マッチングサイトに求人を掲載している就業」とあるのは「マッチングサイト(マッチングサイト開設前にあつては、岩手県U・Iターンシステム)に求人を掲載している就業」と読み替えるものとする。

附 則 (令和3年告示第85号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の遠野市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以降に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年告示第89号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の遠野市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に本市に転入した交付対象者について適用し、同日前に本市に転入した交付対象者に係る支援金の交付については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年告示第60号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の遠野市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に本市に転入した交付対象者について適用し、同日前に本市に転入した交付対象者に係る支援金の交付については、なお従前の例による。

様式第1号（第4条関係）

遠野市長 様

申請年月日 年 月 日

移住支援金交付申請書

遠野市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱第4条の規定により、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数 (1の申請者は含まない)	人
移住支援金の種類	就業	専門人材	上記家族の人数のうち18歳未満※の者の人数	人
	起業	テレワーカー	※申請日が属する年度の4月1日時点で18歳未満	
	関係人口			

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「いわて暮らし応援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、遠野市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(就業・起業・専門人材の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない



(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役 などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の 親族に該当しな い		B. 3親等以内 の親族に該当 する
(テレワークの場合のみ記載) 遠野市への移住の意思について		A. 自己の意思で ある		B. 所属からの 命令である
(関係人口の場合のみ記載) 遠野市の関係人口要件の該当の有 無について	関係 人口 要件	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ・転入時に55歳未満であって、遠野市の移住 体験ツアー参加経験を有する者 ・転入時に55歳未満であって、転入した日の 3か月前までに「で・くらす遠野市民制度 」有料会員であったことがある者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内 企業・団体と複業を実施している者		
		A. 該当する		B. 該当しない

※1 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の交付対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京23区への通学者・通勤者に該当する場合のみ記載)東京23区への通学・在勤履歴

※直近10年間の通学・在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。

ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週 ・ 月 ・ 年 回程度 / 行くことはない / その他 ( )

管理コード (岩手県及び遠野市使用欄)	
---------------------	--

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 いわて暮らし応援事業及び遠野市地方創生移住支援事業に関する報告及び立入調査について、岩手県及び遠野市から求められた場合には、それに応じます。
  
- 2 以下の場合には、いわて暮らし応援事業・マッチング支援事業、起業支援事業実施要領及び遠野市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 全額
  
  - (2) 移住支援金の申請日から 3 年未満に遠野市以外の市区町村に転出した場合 全額
  
  - (3) 起業支援金の交付決定を取り消された場合 全額
  
  - (4) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に遠野市以外の市区町村に転出した場合 半額

(就業の場合のみ)

  - (5) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額

年 月 日

申請者 住所

氏名

様式第 1 号 別紙 2

いわて暮らし応援事業及び遠野市地方創生移住支援事業に係る個人情報の取扱い

岩手県及び遠野市は、いわて暮らし応援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定により適切に管理し、本事業の実施のために利用しません。

また、岩手県及び遠野市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

上記のいわて暮らし応援事業及び遠野市地方創生移住支援事業に係る個人情報の取扱いについて、承諾します。

年 月 日

申請者 住所

氏名

遠野市長 様

所在地  
 事業者名  
 代表者名  
 電話番号  
 (担当者氏名 )

就業証明書 (移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
(※就業の場合のみ) 勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	<input type="checkbox"/> 3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない  <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

いわて暮らし応援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を岩手県及び遠野市の求めに応じ提供することについて、勤務者の同意を得ています。

遠野市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
(担当者氏名 )

就業証明書 (移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務先者住所 (移住後)	
勤務先部署の所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令 (転勤、出向、出張、研修等含む) ではない
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしてい ない

いわて暮らし応援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を岩手県及び遠野市の求めに応じ提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

遠野市長 様

所在地  
団体名  
代表者名  
電話番号  
(担当者氏名 )

関係人口証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

移住体験ツアー参加者の氏名	
移住体験ツアーの名称	
移住体験ツアーの実施年月日	年 月 日 ~ 年 月 日
移住体験ツアーの内容	※移住体験ツアーの内容が分かるパンフレット等を添付する場合は省略可

いわて暮らし応援事業に関する事務のため、移住体験ツアー参加状況などの情報を岩手県及び遠野市の求めに応じ提供することについて、参加者の同意を得ています。

年 月 日

遠野市長 様

所在地  
団体名  
代表者名  
電話番号  
(担当者氏名 )

関係人口証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

「で・くらす遠野市民制度」許可番号	
「で・くらす遠野市民制度」会員名	
「で・くらす遠野市民制度」加入時会員住所	
「で・くらす遠野市民制度」許可期間	年 月 日から 年間

いわて暮らし応援事業に関する事務のため、会員情報を岩手県及び遠野市の求めに応じ提供することについて、会員の同意を得ています。

年 月 日

遠野市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
(担当者氏名 )

関係人口証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

「遠恋復業」実施者名	
「遠恋復業」実施先所在地	
「遠恋復業」実施先電話番号	
マッチング年月日 ※就業開始日を記載	
就業期間	
「遠恋復業」による就業内容	

いわて暮らし応援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を岩手県及び遠野市の求めに応じ提供することについて、勤務者の同意を得ています。



様

遠野市長



遠野市移住支援事業における移住支援金交付決定通知書

いわて暮らし応援事業・マッチング支援事業実施要領及び遠野市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定により、次のとおり移住支援金を交付することを決定しましたので通知します。

移住支援金 円

（備考）

- 1 遠野市は、いわて暮らし応援事業・マッチング支援事業実施要領及び遠野市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定により、次に掲げる事由に該当した場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
  - (1) 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 全額
  - (2) 申請日から3年未満に遠野市以外の市区町村に転出した場合 全額
  - (3) 岩手県起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合 全額
  - (4) 申請日から3年以上5年以内に遠野市以外の市区町村に転出した場合 半額  
(就業の場合)
  - (5) 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額
- 2 遠野市は、いわて暮らし応援事業・マッチング支援事業実施要領及び遠野市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定により、いわて暮らし応援事業及び遠野市地方創生移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35地方移住支援型の金利引下げの適用について
  - (1) この通知書はフラット35地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - (2) 移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - (3) 移住支援金を受領した方に対するフラット35地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
  - (1) この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
  - (2) 移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード

年 月 日

遠野市長 様

住所  
氏名

㊟

遠野市移住支援事業における遠野市移住支援金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった移住支援金について、  
遠野市補助金交付規則第13条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額（移住支援金交付決定額） 円

2 振込先

金融機関	銀行・金庫・農協	口座番号					
	本店・支店・支所						
預金種類	普通 ・ 当座						
フリガナ							
名 義							

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

遠野市長 様

住所  
氏名

遠野市移住支援事業における移住支援金交付決定通知書再交付願

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった遠野市移住支援事業における移住支援金交付決定通知書を受領しましたが、当該通知書原本を紛失したことから、当該通知書の再発行を願い出ます。

様

遠野市長



遠野市移住支援事業における移住支援金交付決定通知書（再交付）

年 月 日付け 第 号により通知した内容について、遠野市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり再交付します。

移住支援金 円

（備考）

- 1 遠野市は、いわて暮らし応援事業・マッチング支援事業実施要領及び遠野市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定により、次に掲げる事由に該当した場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
  - (1) 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 全額
  - (2) 申請日から3年未満に遠野市以外の市区町村に転出した場合 全額
  - (3) 岩手県起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合 全額
  - (4) 申請日から3年以上5年以内に遠野市以外の市区町村に転出した場合 半額  
(就業の場合)
  - (5) 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額
- 2 遠野市は、いわて暮らし応援事業・マッチング支援事業実施要領及び遠野市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定により、いわて暮らし応援事業及び遠野市地方創生移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35地方移住支援型の金利引下げの適用について
  - (1) この通知書はフラット35地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - (2) 移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - (3) 移住支援金を受領した方に対するフラット35地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
  - (1) この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
  - (2) 移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--